

DPC(包括医療費支払い制度)について

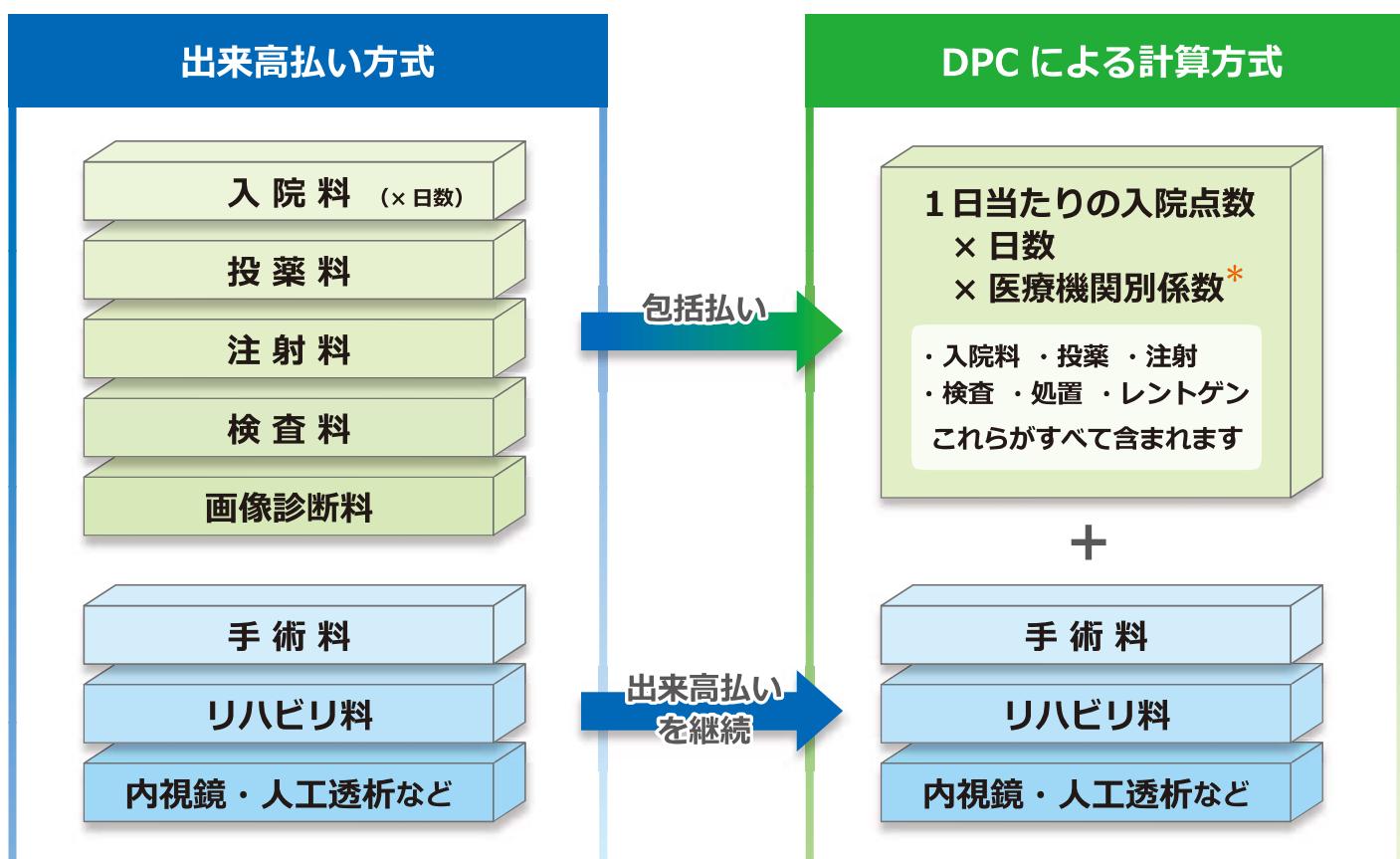
▶ 当院では、一部の病床で入院診療費の計算方法に「DPC」を適用しています

Diagnosis Procedure
Combination

DPC
(包括医療費支払い制度)

DPCとは、診療行為ごとの点数をもとに計算する出来高払い方式とは異なり、病名や診断内容に応じて、厚生労働省が定めた1日当たりの定額の点数によって入院診療費を計算する方式です。

1日当たりの定額の点数は、診断群分類と呼ばれる区分ごとに、入院期間に応じて定められています。



※手術やリハビリテーションなど、一部の診療行為については「出来高」で計算されるため、入院診療費は、包括分と出来高分を合わせたものになります。

※入院中の食事料は、従来通りの方法で計算します。

※入院後の病状や治療内容により、診断群分類が変更になる場合があります。その場合、1日当たりの入院点数が変わるため、退院時などに入院時にさかのぼって差額の調整をさせていただくことがあります。

* 医療機関別係数

病院ごとの役割や機能に応じて定められている係数

救急補正係数	0.0204
基礎係数 (DPC 標準病院群)	1.0451
激変緩和係数	0.0000
機能評価係数 I	0.2436
機能評価係数 II	0.0865
合計	1.3956

お問い合わせ窓口

各階 病棟受付／1階 総合案内